

板倉町宅地開発指導要綱に基づく事前協議
審議担当課局と主な指導事項

課	係	主な指導事項
総務課	安全安心係	交通安全、防犯等への対策について <ul style="list-style-type: none"> ・区域への出入りにより接する道路を通行する車両や歩行者等への安全に支障をきたさないよう努めること。 ・通学路等への危険防止のため、区域内に利用者以外の進入を防止する必要がある場合は適切な対策を講じること。 ・周辺住民等への配慮を心がけ、適切な防犯対策を講じること。
	企画財政係	総合計画 <ul style="list-style-type: none"> ・交流関係人口増に資すること。
企画財政課	施設管理係	公共用地の財産処分 <ul style="list-style-type: none"> ・開発区域内における公共物の用途廃止又は払い下げを希望する場合、協議すること。
	環境係	環境保全、土砂の埋立て、地下水、生活・工業排水処理(浄化槽等) <ul style="list-style-type: none"> ・公害(汚水、騒音、悪臭、土壌汚染等)を防止する対策をとり、環境保全に努めること。 ・土砂等による土地の埋立て、盛土又は土砂等の堆積行為が届出対象となる場合、申請を行うこと。 ・生活・工業排水は適切に処理すること(浄化槽等で処理の場合)。
住民環境課	下水道係	下水道への接続、生活・工業排水処理(公共下水道) <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道への接続について協議すること。 ・排水設備工事をする際は、工事着手前に町指定下水道工事店と協議すること。 ・生活・工業排水は適切に処理すること(公共下水道で処理の場合)。
	農業振興係	農業振興地域変更(農振除外)、(農業委員会)農地転用許可申請、農業用施設の建築関係 <ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域内外の確認及び農用地区域変更申請について協議すること。 ・市街化区域内を含め、転用計画地や転用目的等、農地転用許可申請について協議すること。
産業振興課	農村整備係	農地保全、農業用水路保全 <ul style="list-style-type: none"> ・開発行為及び開発後の土地利用により、汚水や雑排水の排水が、周辺の農地及び農業用水路等に影響を与えないよう、適切な対策を講じること。 ・排水接続について、適切になされること(農業用水路接続の場合)。
	まちづくり推進係	商工業立地 <ul style="list-style-type: none"> ・一定規模以上の工場の設置又は増設について、工場立地法に基づく届出を行うこと。 ・移住定住に資すること。
地域創生課	都市計画係	宅地開発指導要綱、都市計画、風景計画 <ul style="list-style-type: none"> ・板倉町宅地開発指導要綱に適合していること。 ・開発区域内外に溢水冠水の被害が生じないよう適切な対策を講じること。 ・雨水排水は、雨水排水路が整備されている板倉工業団地、岩田流通団地以外は、原則として宅地内で処理すること。 ・やむを得ず雨水排水を道路側溝等に放流する場合、貯水槽の設置等、適切な対策を講じること。 ・上記のほか、排水先施設の流下能力が計画流出量を超える場合、排水先施設の改修等の対策を講じること。 ・開発後に想定される車両台数に適した駐車場を設けること。 ・板倉町風景計画の風景づくり基準に適合していること。

建設課	管理係	<p>道路占用、承認工事、開発後の施設管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町道側溝への排水管接続や町道への給水管埋設に係る工事について道路占用申請をすること。 ・出入口の新設や、道路側溝等の改修に係る工事について道路工事承認申請をすること。 ・開発行為に伴う道路等の公共施設の新設等をする場合、構造等について協議をすること。
	建設係	<p>道路用地の境界、土地の帰属寄付行為に伴う登記、道路(町道認定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発行為に伴う道路の新設又は付替え等により境界に変更が生じる場合、協議すること。 ・開発区域に町道が接する場合、道路境界線を確認するため申請すること。 ・道路及び水路用地の帰属及び寄附について、申出書及び登記関係書類を提出すること。 ・開発区域内における公共物の用途廃止又は払い下げを希望する場合、協議すること。
教育委員会事務局	生涯学習係	<p>文化財の保護(埋蔵文化財包蔵地の保護、重要文化的景観の保護(群馬県内で重要文化的景観として選定された地区があるのは板倉町のみ))</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・事業地内に埋蔵文化財包蔵地の有無を確認すること(発掘の届出、試掘調査、埋蔵文化財の取扱いの協議等)。 ・事業地内に重要文化的景観の有無を確認すること。事業地内が選定地区範囲内の場合、太陽光パネルを含む建造物等の開発行為の一切を禁止すること(そのうえでも開発行為を実施する意思のある場合、文化庁、県文化財保護課、町教育委員会で協議・対応となるが、その協議に関すること)。
群馬東部水道企業団		
		<p>上水道施設、消防施設の設置に関すること。</p>
館林地区消防組合		
		<p>消防法に基づく消防水利施設の要否、消防水利の規格、構造及び設置位置等に関すること。</p>
邑楽土地改良区(排水の流末の管理者)		
		<p>排水を道路側溝や水路に放流する場合、流末の管理者が邑楽土地改良区である場合、同意を得ること。</p>
群馬東部環境事務所		
		<p>浄化槽、地下水、公害に関すること。</p>
太田土木事務所		
		<p>開発行為の許可申請、建築確認に関すること。</p>